

## 岡山県社会人バスケットボールリーグ規定（抜粋）

### 4. チーム責務について

- 1) 社会人リーグ参加の全てのチームに責務は発生する。  
※チーム責務は、社会人リーグ登録チーム毎に発生し割り当てを与える。
- 2) 代表者（1名）・運営委員（1名以上）・帯同審判（2名以上）を登録し大会運営に協力すること。
- 3) 運営割り当て（会場役員・審判・T0等）は、チームで責任を持って実施すること。
- 4) 会場運営は担当チームが行うこと。（割り当ては社会人リーグ事務局が決定する）
- 5) 責務を果たせないチームは参加不可とし、期間中の理由無き責務の放棄は、次年度以降、社会人リーグへの参加を認めない。  
（原則、チーム・個人とも参加は認めないが、理由により社会人リーグ事務局が認めた場合のみ参加を認める）
- 6) 期間中の責務放棄のチームに対してはペナルティを与える。  
（ペナルティの内容は競技会委員会審議後決定する）

※ペナルティは、反則金制度を採用し内容により発生し社会人リーグ事務局へ納付する。

### 6. 運営に関する事項

#### 1) 会場について

- ①会場運営は、原則大会役員の指示のもとチーム運営委員が行うこと。
- ②体育館使用規則を守ること。  
・駐車場 ・ゴミ持帰り ・喫煙ルール 等
- ③体育館使用規則が守れなかった場合は、次年度の社会人リーグ参加不可とする。  
また、選手に限らず、チーム関係者（応援者も含む）についても同様とする。  
※参加不可 ⇒ チーム・個人（チームを変更した場合も認められない）

#### 2) 罰則について

- ①暴力・暴言等、スポーツマンに有るまじき行為については罰則を与える。
- ②無断で試合を棄権した場合は2万円の反則金を支払わなければならない。  
（事務局：1万円、対戦チーム：1万円）
- ③審判・T0の割り当てについては責任を持って実施すること。無断で実施しなかった場合、事務局に反則金1万円を支払わなければならない。
- ④反則金は社会人リーグ事務局が管理し、社会人リーグ運営等に運用する。
- ⑤社会人リーグ事務局への納付を義務とし、支払わない場合は社会人リーグへの参加を認めない。

#### 3) その他

- ①予定日に止むを得ず棄権する場合は、速やかに社会人リーグ事務局に連絡をすること。  
ただし、審判、オフィシャル、チーム運営委員の責任は果たすこと。
- ②審判員、T0、選手や役員・運営委員に対し暴力を振るった場合は、即刻、本人・チームを登録抹消とし、  
本年度及び翌年度の個人・チーム登録は認めないものとする。また、審判員、T0、選手や役員・運営委員に対して  
目に余る態度や暴言を繰り返すチーム及び選手については、事実確認を行なった後、登録抹消か否かの審議をする。  
再三の注意に関わらず一向に改善が見られないチームは翌年度の登録は認めないものとする。